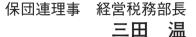
## はじめに





1989年4月に本格的な大型間接税として消費税が導入され、18年が経過しました。1997年には税率が3%から5%に引き上げられ、2004年4月には総額表示の義務化つまり消費税の内税化が行われ、更なる消費税の引き上げ準備が進められてきました。

我が国も、行政経費などを租税に求める租税国家です。民主主義国家の租税体系は、国民が 納得できる合理的な課税原則が基本になければなりません。世界の租税国家にほぼ共通する課 税原則は公平・中立・簡素です。日本の課税原則もこの3原則が柱になっています。

ところで、日本の消費税は、公平・中立・簡素の課税原則に従い国民が納得して導入された租税でしょうか。経済格差のある家計からみれば税負担の逆進性が強く、収入のない高齢者や子供にまで租税負担が重くのしかかって何故「公平」と言えるのでしょうか。「中立」の原則は、民間の経済活動に対して税制が誘導的な干渉をしないことです。価格競争のため、売上げに消費税分の転嫁ができない中小・零細企業にとっては、経営が赤字でも消費税の納税義務が生じ経済活動を破綻させます。一方で、輸出大企業の国際競争力を実力以上に高め通商摩擦の原因になりかねません。「簡素」の原則にいたっては、消費税は間接税が故の不透明性に加えて、付加価値税の宿命として仕入税額控除などの重い事務処理負担があります。納税者にも租税負担者にも簡単に理解納得のできるもではありません。この様に、消費税は、国際標準とも言える課税原則(公平・中立・簡素)にことごとく反しています。

保団連は、公平・中立・簡素原則に沿った直接税中心の総合・累進課税、生活消費非課税などの民主的税制の確立のために活動してきました。素性の悪い消費税のお陰で、国民・患者にとって最後の拠り所となる公的医療財源が医療機関以外の消費税課税事業者によって吸い上げられています。医療へのゼロ税率の適応が実現できれば、自国民と自国の社会保障財源に理不尽な負担を掛けない優れた制度になります。輸出免税制度もゼロ税率ですが国境をまたがった制度であるため、結果的に自国民の税負担で他国民の税負担をゼロにして上げる制度です。

国民にとって理不尽な消費税をEU諸国を始め米国以外の多くの国が導入した経緯と我が国の消費税論議の成り行きに鋭い警鐘を鳴らして下さった湖東京至教授に改めて深甚の謝意を表します。

## 消費税はなぜ悪税か

## 一消費税の福祉目的税化を考える

講師:湖東 京至

関東学院大学法科大学院教授

ことう きょうじ

1960年中央大学卒。65年税理士一般試験合格。94年静岡大学人文学部法学科教授。2001年関東学院大学法学部教授。2004年関東学院大学法科大学院教授。著書に『消費税法の研究』(2001年)。『世界の納税者権利憲章』(2002年)など

(本稿は4月22日に保団連経営税務部会で 講演した内容に加筆し、整理したものです)

みなさんご存じのように消費税は、税収の 規模がものすごく大きく、天下国家を左右す るような税金です。

### 大型間接税の歴史

一戦争遂行財源

最初に大型間接税の歴史を見てみたいと思います。

#### 1. ローマ帝国

大型間接税が最初に導入されたのは今から 2000年前です。「ローマは一日にしてならず」 といいますが、ローマ帝国は約600年もの間、ヨーロッパのほとんどと北アフリカ、中近東の一部を支配下に置いていました。

ローマ帝国の大型間接税は、紀元前27年、初代皇帝アウグストゥスの税制再編によって 軍事費に使用する目的税として導入されました。その仕組みはすべての取引・サービス、 売上に対して1%で課税するというもので す。つまり税金に税金がかかる「雪だるま式」 の大型間接税です。単純に現在と税率だけを 比較し、わずか1%だから軽微な税制だと判 断するのは間違いです。

ローマ帝国の「売上税」は、「盛期」が終 焉する3世紀末まで、約300年間実施されま した。しかし「盛期ローマ帝国」の崩壊と同 時に、大型間接税は滅びるのです。以後、近 代になって1917年にドイツが「売上税」を 導入するまで、大型間接税は、歴史上登場し ていません。すなわち大型間接税・売上税は 軍事費のために使われるとして、「禁断の木 の実」となったのです。

#### 2. ドイツ

第一次世界大戦敗色濃厚の1917年、近代になってドイツではじめて大型間接税が導入されました。税率はわずか0.1%です。第一次世界大戦の真最中に戦時増税として導入されました。1918年、第一次世界大戦の敗戦による賠償金の支払いにあてるため、税率を0.5%に引き上げ、「売上税」という名称にします。売上税はその後1920年に1.5%、1922年に2.0%、1924年に2.5%にと、わずか8年間に25倍に引き上げられました。

その後ドイツ経済の安定化に伴い、1926

1

年にはいったん0.75%に引き下げられました。そして再び税率が引き上げられるのはナチスが政権を握った第二次世界大戦前後です。第二次世界大戦後の1951年には4.0%にまで引き上げられています。4.0%というと現在のドイツの付加価値税の標準税率19%と比較して低いように見えますが、前述したローマ帝国の売上税と同じように、複利計算で累増していくため、実際の税負担率は二桁、場合によると20%になることもありました。

2007年1月現在、ドイツの標準税率は19%です。1968年の付加価値税(税金の名前はドイツでは相変わらず売上税と呼んでいます。)の導入に伴い、いったん税率引き下げがおこなわれたことはあっても、その後の税率は実質的に第二次大戦直後の税率の水準と同じレベルにあるといえます。これは注目すべきことです。

#### 3. フランス

フランスがはじめて大型間接税を導入したのは1920年で税率1.1% (のちに2%になり10%まで引き上げられている。)の取引高税でした。しかしすべての取引段階において課

税されるため税に税がかかり(雪だるま式)、 事業者(とりわけ小売業者)の猛烈な反対に あい、1936年に廃止されました。

取引高税に代えて、1936年に導入されたのがメーカーだけに課税される「生産税」でした。導入当初の税率6%、第二次世界大戦中に10%に引き上げられました。また、1936年に導入された「役務提供税」の税率2%は同じく第二次世界大戦中に8.5%に引き上げられました。さらに、第二次大戦中の1942年、小売業者に対し課税する「地方小売売上税」が導入されました。税率は2.75%でした。この「生産税」「役務提供税」「地方小売売上税」の3税を合計すれば、21.25%になります。フランスでは現在、標準税率が19.6%ですから、第二次大戦で引き上げられた税率水準が、その後60年間ほとんど変わっていないことになります。

結論的に言えることは、以上みてきたように、大型間接税は戦争財源のために導入され、 大幅な税率引き上げは平時にはおこなわれず、戦時に限っておこなわれたということで す

## 消費税の「福祉目的税化」を考える

消費税導入時、将来高齢社会が来て大変だから社会保障のためだなどと言われました。

「福祉目的税化」をするという考え方と、既に「福祉目的化」をしているという考え方の2つがあります。現在、既に「福祉目的化」は図られているというのが政府の考え方です。どうして「福祉目的化」が図られているのか。なぜそれでは不満で、「福祉目的税化」にしようとしているのかがポイントになります。この点は後に詳しくお話しします。

## 消費税増税、社会保障財源化 の大合唱

安倍首相は06年9月の165臨時国会で 「(消費税に)逃げず、逃げ込まず」といいま したが、07年1月には「07年秋から抜本改革 の議論を始め、08年度中に実現させる」と消 費税増税、法人税減税を含む税制の抜本的改 革を参議院選挙後に先送りするとしています。

財界は07年1月1日の「御手洗ビジョン」で09年度をターゲットに2%増税、2010年代半ばまでにさらに3%の増税を提起、同時に法人税の実効税率を30%に引き下げることを要求しています。社会保障費の増大、財政赤字などを理由にした「増税不可避」論もマスコミを通じて流されています。

「増税反対」の世論の根強さと参院選を見越して、民主党は消費税を3%増税し基礎年金にあてる「年金目的税化」の方針を凍結し、「5%据え置き」を提起しています。(資料「各政党の政策」)

政府が強行成立させた07年度政府予算案では「大企業・大資産家への減税は拡大、継続」する一方、所得税・住民税の定率減税全廃など、庶民増税推進を決めています。

先の統一地方選のさなかにも、「地方格差

資料1 消費税に対する各政党の態度

自民党	「07年秋から(消費税増税、法人税減税など)抜本改革の論議をはじめ、08年度中に実現させる」(安倍首相・07年1月国会)
公明党	「社会保障にかかる財源のあり方の検討なども踏まえ、2007年度をめどに消費税を含めた抜本的税制改革を実現します。」(マニフェスト2005より)
民主党	「消費税の社会保障目的税化」「現行の税率 5 %を維持し、税収全額を年金財源(基礎部分)に充当。」〈06年12月・政権政策の基本方針(政策マグナカルタ)より〉
共産党	「(消費税など)庶民大増税に反対してたたかいます」(2005年選挙政策より)
社民党	「消費税の安易なアップには反対」「『福祉目的税化』は、年金など社会保障政策の失敗を 弱者に押しつけるもの」〈2007選挙政策より〉

是正のために地方消費税の増税」(菅総務相)、「年末までに『税制改革の』全体像を示す」(自民党の津島税調会長)、「来年の通常国会に消費税増税法案を出す」(尾身財務相)など、秋以降の増税論議への先送り発言が相次いで出ています。

また、経済同友会は統一地方選後の4月 23日に「消費税16%」と「法人実効税率 35%」を提言しました。

政府・財界は今後も「国際競争力強化」などを理由に、大企業減税・活力強化の育成策を続ける一方、「税金は広く公平に負担すべき」と庶民への負担増をいっそう強化する方針であり、地方選・参院選での「増税反対」世論の広がりと選挙結果が、秋以降の政府・与党の動向に大きな影響を与えることは明らかです。

# 消費税は社会保障財源にふさわしい税制か

# 1. 1984年、米国レーガン税革案で大型間接税を拒否した理由

米国は先進国の中で唯一、国税として大型間接税を持っていません。これはただ偶然もっていないのではなく、「レーガン税革案」(1984年)において徹底的に研究・検討した結果、ヨーロッパ諸国が実施している付加価値税=大型間接税は、社会保障を必要とする弱者に対し、逆進的であり不公平になるとして同税の導入を拒否しました(資料2)。そのため米国は国税として今日まで大型間接税を導入していません。それは同時に、ヨーロッパ諸国のような「大きな政府」を目指さず、

むしろ「小さな政府」をめざす米国の財政の あり方としてふさわしいという考え方による ものであったと考えられます。

#### 資料2 「レーガン税革案」での主な理由

- ①高い税率と安易な税率引き上げにより財政が膨張し、「大きな政府」になってしまう。
- ②逆進的で低所得者層に負担が大きくなる。所得 税を減税しても所得税を払っていない低所得者 層には負担だけが増える。その結果経済が疲弊 する。
- ③物価の上昇をもたらす。物価が上がれば賃金を 上げねばならず、それがまた物価上昇を招き景 気後退の原因になる。
- ④行政費用が膨らむ。税務署員を約2万人増員しなければならず、そのうち3千人弱を滞納整理にあてなければならなくなる。

1984年『レーガン税革案』(今日社刊、塩崎潤訳) から湖東が要約した。

2005年1月、ブッシュ大統領は、「税制改革検討委員会」を設置し、大型間接税の導入問題を中心に検討するよう同委員会に要請しましたが、同委員会では結論が出せなかったのです。しかもブッシュ大統領は就任以来、徹底して高額所得者、資産家、企業に対する減税をおこなってきました。こうしたなかでおこなわれた中間選挙で敗北しました。イラク戦争に対する批判とともに、税制に対する批判がブッシュ政権を事実上崩壊させたといってもよいでしょう。

## 2. 輸出戻し税の存在―トヨタなど輸出大 企業に社会保障負担を還付することに

消費税には、輸出戻し税制度があります。

ご存知のとおり、付加価値税・消費税の輸出戻し税制度は国境調整のために導入された経緯があります。つまり国外の消費者に自国の消費税を課税することができません。これを仕向地課税主義といい、輸出販売についてゼロ税率による完全非課税を保障しているのです。つまり、消費税・付加価値税は輸出販売に対してはゼロ税率で課税し、仕入れに含まれる税額を還付する輸出戻し税制度を導入しているのです。

一方、社会診療報酬などは、仕入に含まれている税額の控除が受けられない非課税であり、非課税品目を扱う事業者は仕入に含まれる消費税分をかぶってしまうことになります。これを不完全非課税といい、同じ非課税でも輸出販売に対する免税(完全非課税)と不完全非課税とではまったく異なる仕組みになっているのです。

日本における輸出トップ企業はトヨタ自動

車です。私の試算によれば、同社は年間およそ2,200億円の還付金を受け取っています(資料3)。輸出大企業は、本来納付すべき国内販売に係る消費税を差し引いても、なお巨額な還付金を受け取っており、還付税額の総額は全体でおよそ2兆円、消費税収の20%に達します。

米国には、「付加価値税・消費税にある輸出戻し税制度は実質的な輸出補助金であり、ガット協定違反にあたる」として、1960年代から批判的な見解がありました。

#### 輸出戻し税はガット協定違反

米国は1968年にヨーロッパ諸国がEC統一税制としてフランス、ドイツなどが付加価値税を導入した際、「ガット協定がある国に、税制を改めるだけで輸出を促進でき、輸入を制限することを許しているのは尋常ではない」として付加価値税・消費税にある輸出戻し税制度が暗にガット協定違反であると非難している。

資料3 2005年分 輸出上位10社の輸出戻し税と還付金の試算

(単位:億円)

	会社名	総売上高	内輸出売上高	輸出戻し税額	国内売上に対し 納税すべき消費税	差引還付税額
1	トヨタ自動車	101,918	65,125	△ 2,665	374	△ 2,291
2	日産自動車	38,955	29,294	△ 1,266	68	△ 1,198
3	本田技研工業	37,570	25,519	△ 1,072	108	△ 964
4	ソニー	31,795	22,574	△ 1,152	26	△ 1,126
5	松下電器産業	44,725	19,232	△ 822	206	△ 616
6	キャノン	24,814	19,156	△ 837	64	△ 773
7	東芝	32,574	15,310	△ 659	133	△ 526
8	マツダ	20,321	14,143	△ 649	28	△ 621
9	日立製作所	27,133	10,446	△ 443	136	△ 307
10	三菱重工業	22,067	9,687	△ 409	104	△ 305
	合 計			△ 9,974	1,247	△ 8,727

(関東学院大学教授・湖東京至作成)

もし消費税を社会保障目的税とした場合、 輸出戻し税制度の存在をどのように説明する のでしょうか。社会保障費と国境調整は無関 係であるばかりか、税率が引き上げられれば、 その分の輸出戻し税も大きくなります。もし 社会保障費の伸張を消費税でまかなうとすれ ば、その税率がどんどん大きくなっていきま す。いったい、どこの国に社会保障負担(社 会保険料)が還付される仕組みがあるという のでしょうか。

「輸出企業は、仕入先や下請け業者に輸出 販売に対する消費税分を支払っているから、 それが社会保障費に相当する」と説明するか もしれません。そうであるならば、仕入税額 のできない社会診療報酬などの不完全非課税 に対応する消費税分はどのように説明するの でしょうか。

いずれにしても消費税に輸出戻し税制度が 存在し、消費税を還付する仕組み、すなわち 社会保障負担を還付する仕組みは、広く社会 保障費を国民に求めるとする趣旨と大きく矛 盾するといわざるをえません。

#### 消費税を目的税としている国はない

諸外国に消費税・付加価値税を福祉目的税としている国は一カ国もない。この点について政府税制調査会は2000年7月の中期答申「わが国税制の現状と課題」のなかで次のように述べている。「消費税は基幹税として重要であり、諸外国にも付加価値税を目的税としている例は見当たらないことなどから、消費税を福祉目的税とすることについては、慎重に検討すべきである」

## 消費税の「福祉目的化」と 「福祉目的税化」

#### 1. 福祉目的化

「福祉目的化」というのは、どういうことなのでしょうか。いま国の消費税収は地方交付税交付金差引後、約7兆5000億円あります。一方、老人医療や介護、年金などの社会保障費があります。消費税収をこの社会保障費の一部にあてているというのです。お金にしるしがありませんから実際にあてているかどうかまったくわかりません。毎年の予算説明書のなかに、消費税収の使途(地方交付税交付金を除く)を基礎年金、老人医療及び、介護にあてていると書いてあるだけです。

消費税は平成19年度で地方交付税分29.5%を除き国の実収入が約7兆5000億です。一方、年金、老人医療や介護、年金が合計で12兆7000億です。「消費税収をこれらの社会保障の一部にあてている」ということが予算説明書に書いてあるだけです。

これは何かというと、予算書の説明だけなのです。実際に使われているという保障はまったくないのです。実際、消費税が「目的化」されていても年金改革では保険料をアップする一方で給付を削減し、医療改革でも本人負担引き上げなど、社会保障改悪の連続です。

要するに現在、「福祉目的化が果たされている」という政府の説明は、ごまかしの手段に過ぎないのです。

#### 2 福祉目的税化とは

では「目的税化」ではどうなるでしょうか。 もし「目的税化」をしたら、大変なことにな ります。

目的税とは、例えば、市町村税の目的税である「入湯税」のように、条文のはじめにその使途・目的及び負担者を限定しなければなりません。また、例えば、「入湯税」や「揮発油税」のように、目的税は税の徴収と使途の間に関連性があることが必要です。いったい消費税を「目的税化」する場合、税の負担者と使途の関連性をどのように合理的に説明するのでしょうか。まさか社会保障費が必要なのは消費者がものを購入するからだというわけではないでしょう。

## 3. 「福祉目的税化」と「福祉目的化」の 比較

図1をご覧下さい。

図1-①は現在の福祉目的化されているといわれるものを示しています。つまり消費税は一般財源と同じことになります。

現在、約80兆円の歳入うち、国債費が30 兆円として、税収が50兆円です。そのうち 消費税以外が40兆円、消費税収が約10兆円 です。先に述べたように実際には消費税10 兆円のうち地方交付税として29.5%が地方に 回りますので、7兆円強になります。

歳出を見ると約80兆円で、そのうち社会 保障関係費が20兆円です。仮に社会保障費 を消費税収7兆5000億円でまかなうとすれ ば全々足りませんね。不足分は国債の発行や 所得税など他の税収を使っているのです。つ まりこれは一般財源を使っていることと同じ です。

では、次に「目的税」にします。図1-②は、消費税を4%引き上げて「目的税化」し

た場合です。国債発行高も、消費税以外の税収もそのままだとした場合、地方へ回す分をみなければ消費税収は20兆円になります。この20兆円が社会保障費の20兆円とピッタリ合うことになります。つまり消費税を「目的税化」した場合、増収になった10兆円分を政府は他の支出に使えるということです。

さらに税率を12%に引き上げたとします。 今度は30兆円になります。他のものはまっ たく変わらないとすると、社会保障関係費が 30兆円に増えた場合、目的税ですからピッ タリ合うことになります。そうすると他の支 出が変わらなければ、政府としては20兆円 余分に使えるお金が増えることになります。

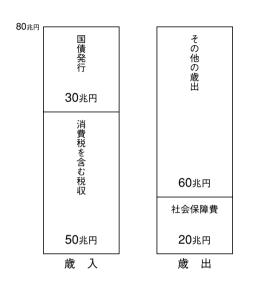
社会保障関係費が30兆円より少ない場合は、残った消費税分は貯金することになります。まあ、多分そんなことはありません。逆に社会保障費が上がった分消費税収を引き上げなければならないことになります。つまり、「目的税化」して社会保障費をすべて消費税でまかなうとすれば、社会保障費の大幅削減か、消費税の大増税で対応するしかないのです

ここで重要なことは、残った分を政府が余 分に使えるということです。たとえば軍事費 や公共事業費にあてることができるというこ とです。

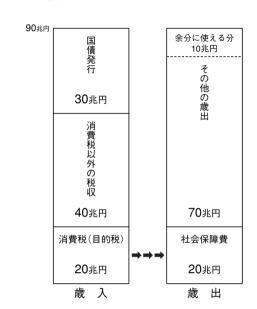
このように、ごまかされていけないのは「福祉目的化」です。むしろ「福祉目的化」の方は社会保障費を一般財源でまかなうことですから、何の意味もないかわりに毒にもならない、単なる数字あわせですから、「福祉目的税化」と比べた場合、こちらの方がよいということになります。

#### 図 1

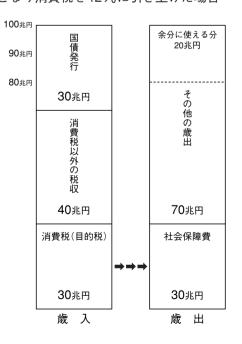
①「福祉目的化」の場合 (現在・平成18年度予算の場合)



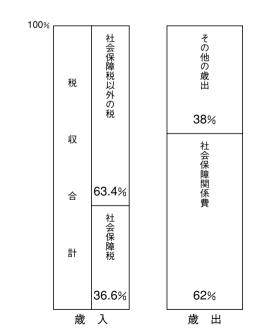
②消費税率を 4 %引き上げ「福祉目的税化」 した場合



③「福祉目的税」で社会保障費が30兆円必要となり消費税を12%に引き上げた場合



④アメリカにおける社会保障税と社会保障費 (2007年度連邦予算案から)



## 消費税は福祉のためにならない 不公平税制

消費税というのはたいへん不公平な税制だということはいうまでもありません。消費税は物価という形で消費者・庶民に負担を求める税金だということは、何人も否定することはできません。したがって逆進性が高い税金ですから、こういう税制は福祉に相応しくありません。つまり、福祉のための税金というのは、ある人からとって無い人に回すという、応能負担の原則に適う税金です。無い人からとって無い人に回すという、応能負担の原則に適う税金です。無い人からとって無い人に回すのではこれは福祉のための税金ではなくなります。ただの互助会です。税として何の意味もないということになります。

また、先程紹介したように、消費税には輸出戻し税という制度があります。福祉をうたい文句にした税金が還付されるという仕組みなどあってはならないことです。少なくとも輸出戻し税がある限り、消費税は福祉財源と

して認められない税制だということになります。

# 発生する膨大な滞納と政府・国税当局の対策

今、日本の国税の中で滞納第1位が消費税です。税目別新規発生滞納税額という資料があります(資料4)。「消費税の滞納割合」というのは、国の税金で新規に発生する滞納のうち消費税が占める割合です。平成9年度では33.8%でしたが、平成10年度に消費税の税率が3%から5%に上がったため、40%台に上り、その後50%近い割合が現在まで続いています。

税収予算を組んでも滞納があったのでは何にもなりません。政府がつくっている平成19年度の租税及び印紙収入・予算の説明では消費税の税収は約10兆円と書いてありますが、そのうち「滞納を2%を見込む」と書いてあります。最初から滞納を見込んだ予算

資料 4 税目別新規発生滞納税額

(単位:億円)

							(半四・周円/
年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成 15 年度
税目		税率引上げ					
消費税	5,394	7,249	6,292	5,979	5,794	5,342	4,735
源泉所得税	2,109	1,911	1,684	1,466	1,420	1,416	1,329
申告所得税	3,127	2,787	2,516	2,460	2,115	1,928	1,857
法 人 税	3,090	2,680	2,096	2,053	1,749	1,593	1,546
相 続 税	2,091	1,688	1,660	1,413	1,033	698	749
その他の税	118	66	65	42	45	67	40
슴 計	15,932	16,382	14,315	13,414	12,159	11,046	10,258
消費税割合	33.8 %	44.2 %	43.9%	44.5 %	47.6%	48.3 %	46.1 %

(『国税庁統計年報書』より湖東作成)

をたてているのです。もっとも予算では2% の見込みですが、実際には消費税収入10兆 に対し、5000億程度、約5%もの滞納があります。滞納割合としては非常に大きなものです。滞納している事業者もたくさんいます。消費税が納められない事業者がいるということです。

「消費税はお客さんからとっているのだか ら納められるだろう」と思っている人もいま す。それは大きな力のある企業であって、町 の小さな業者や、倒産寸前の業者は、仮に消 費税を預かったつもりでいても、使い込んで しまうのです。使い込むのが悪いのではあり ません。お金にしるしはありませんから今月 分の支払いが間に合わないとなったら、預か ったつもりの消費税で払うでしょう。銀行の 借金が今月返せないといったら、消費税預金 だと思っていたものにも手をつけてしまうで しょう。倒産寸前に消費税だけ払ってから潰 れようなんていう会社はありません。消費税 は赤字でも納税しなければならない税金です から、景気が悪くなれば滞納が増えていくの はあたり前です。消費税とはそういう税金な のです。

消費税の免税点が1000万円に引き下げられたため、滞納する事業者が増加することは必至です。もしこれ以上滞納税額が増加すれば、消費税そのものの存廃問題に関わってきます。ですから政府、国税当局は消費税の滞納を減少させるため、各種のポスターを作成したり、生命保険の解約をすすめたり、不動産や売掛金を差し押さえるなど、可能な限りの行政手法を試みているのです。

### 消費税内閣の崩壊

安倍内閣が参議院選挙後に、消費税率の引き上げを検討することは間違いありません。 小泉内閣以降、所得税、個人住民税などの庶 民増税をしてきました。これ以上庶民の税負 担をあげると大変なことになります。

実際、07年6月から住民税は一律10%に引き上げられ、定率減税も完全廃止になりますから、負担はものすごく大きくなります。そして住民税が増えれば、国民健康保険料も上がります。そうするとこれ以上所得税、個人住民税の負担を上げるということは、さすがにできないでしょう。結局消費税率を引き上げるしかないということになります。

ところで日本では、消費税を導入しようと した内閣、あるいは消費税を導入し税率を引 き上げた内閣は必ず崩壊するという歴史的事 実があります。

1979年、大平内閣は、「一般消費税」計画を打ち出しましたが、国会内外から激しい反対運動がおこり、総選挙で自民党が大敗北し、大型間接税導入計画を断念せざるをえませんでした。

1986年、中曽根内閣は、衆参同時選挙で「私の顔がうそをつく顔に見えますか」、「大型間接税は導入しません」と公約し、選挙に圧勝しましたが、選挙が終わると「売上税」計画を持ち出し、国民の怒りで列島騒然となり、翌87年の地方選挙で自民党が惨敗し、「売上税」は廃案になり中曽根内閣は潰れました。

1989年、竹下内閣は、「売上税」から「消

費税」に名称を変え、89年4月から税率3%の「消費税」を強行実施しましたが、国民の怒りが湧き上がり、実施されたその月、4月25日に竹下内閣は総辞職に追い込まれました。そして、同年6月の参議院選挙で自民党は歴史的敗北をきっしました。

自民党にかわった細川首相は、1994年2月3日未明、突然税率7%の「国民福祉税」構想を発表したため支持率が急落し、退陣においこまれました。

その後、自民党と社会党の連立政権の村山 富一首相は、5%に税率を引き上げるという ことを決めましたが、社会党は分列し党の形 成をなさないという状態になりました。 さらに1996年の総選挙で当選した議員の 7割が「消費税増税を凍結・見直し・中止を」 と公約したにもかかわらず、97年4月に5% アップを強行した結果、深刻な不況を招き、 夏の参議院選挙で自民党が敗北し、橋本内閣 は退陣においこまれました。

これらの経過を見ればわかるように、消費 税を導入しようとした内閣、税率引き上げを 行った内閣は必ず崩壊するということです。

みなさんの事業・業界を含め国の経済、景 気を左右する大きな意味を持つ闘いが間もな くはじまります。ぜひみなさんと一緒に頑張 っていきたいと思います。

ありがとうございました。

12

## 質 疑 応 答

## (問)日本の消費税は5%ですが、既に国税 収入比率では諸外国と同程度というのはな ぜですか。

湖東 1つの理由は、日本の消費税の課税べ ースの幅が広いということです。医薬品にも かかっているのはご存じの通りです。これを 軽減税率にするとすれば、税収が減ります。 フランスでは基礎的食料品は5.5%です。い ま日本は5%ですから、少なくとも食料品の 部分についてはあまり変わらないわけです。 消費税の5%のうち、地方消費税が1%あり ますから、実際には国は4%なのです。一方 所得税、法人税は景気が悪いためどんどん税 収が下がってきました。直接税の税収が下が ればパーセントでいえば消費税が大きくなり ます。もし仮に国債を発行しないで法人税が 昔の税率、所得税も高い税率のままであれば、 消費税の占めるウエイトは低かったはずで す。とりわけ法人税を下げた分消費税の占め るウエイトが相対的に上がってきたわけで す。では絶対的な税収はどうかといったら、 絶対的な税収では日本の方が少ないようで す。ただイギリスと較べた場合は、イギリス はゼロ税率がありますから、絶対収入につい ても日本とそう変わりがないと思います。比 較はなかなか難しいのですが、ゼロ税率制度 が国内取引にもある国は税収が少なくなって いると思います。日本の場合は、ゼロ税率は 輸出だけですから、約3兆円輸出企業に戻っ ていますが、その違いがあると思います。フ ランスの場合標準税率は19.6%ですが、

19.6%のまま巨大輸出企業に戻ります。ですから税率が高ければ高いほど輸出企業に還付金額は大きくなるわけですから、思ったほど大型間接税の税収は大きくならないのです。

### (問) 医療におけるゼロ税率と、輸出企業に おけるゼロ税率の本質的な違いは?

湖東 イギリスを除くヨーロッパでは、なぜ 輸出にだけゼロ税率が適用されていのでしょ うか。それは国境調整が必要だからだと説明 されます。輸出というのは、国から商品等が 出るということです。相手の国は輸入です。 自国で課税され、相手国でも課税されれば、 二重に課税されることになります。また消費 税の税率は国ごとに違います。つまり自国の 消費税は相手国で課税をしないようにしいる わけです。

ですから国境調整ということがなければ、 輸出ゼロ税率制度はいらないわけです。最初 にフランスで仕入税額控除方式の付加価値を つくったとき、その動機が非常に不純だった といったのは、GATT協定によります。 GATTの協定がなかったらこの仕組みは全 然つくる必要がなかったわけです。つまりあ る商品が輸出された場合、国内の税金をまっ たくゼロにし輸入した相手国でその国の間接 税を課税すればよいわけです。そして、国内 業者に対し輸出補助金を与えるのです。しか し、輸出業者に補助金を与えることがガット 協定で禁止されたわけです。そのためにゼロ 輸出税率が考え出されたのです。 一方、イギリスには国内取引にゼロ税率があります。こちらは国境調整とは関係ありません。付加価値税が15%で導入された際、生活必需品はゼロ税率にすべきだという業界の運動がおこった結果、生活必需品を消費者に完全に負担をさせないという理由でゼロ税率を採用しました。つまり、消費者・国民の負担を完全になくすためにとられた措置です。

たとえば日本でいえば、仕入税額控除のできない非課税があります。社会保険診療報酬や住宅の家賃などです。これは単なる非課税、私はこれを不完全非課税といいますが、いわ

ば「損税」です。何故なら仕入れに含まれている税金分を価格に転嫁する権利をうばわれているからです。この不完全非課税とゼロ税率による完全非課税を比較する必要があります。単なる非課税・不完全非課税は抽象的な形で消費者に負担を求めないと、業者が負担せざるを得ないことになります。

政府はゼロ税率を国内販売には認めないという考え方です。しかし、イギリスの例もあります。国内取引にゼロ税率が採用されるか否かは業界と国民の要求と運動の強弱にかかっているといってもいいでしょう。

14